

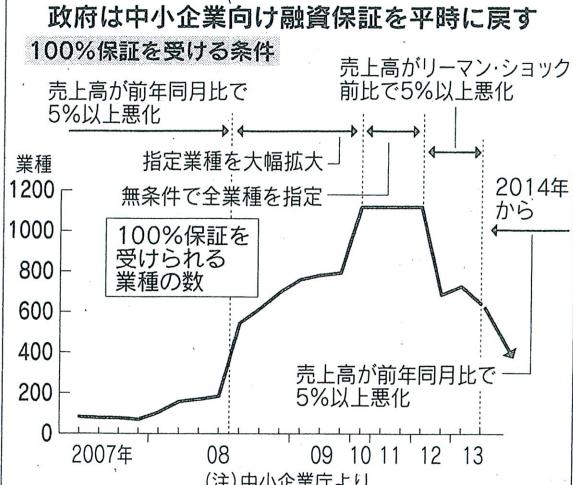
# 中小向け融資保証縮小

## 政府、リーマン後の特例廃止

### 低利借り換え支援

政府は中小企業向け融資の保証対象を2014年から縮小する。08年秋のリーマン・ショック後に特例として緩めた保証条件をリーマン以前の水準に戻す。中小企業向けの危機対応の融資を平時モードに戻し、企業に必要な経営改革を促す。

政府は中小企業向け融資保証を平時に戻す  
100%保証を受ける条件



現在の特例では中小企  
業の売上高がリーマン・  
ショック前の水準を5%  
以上下回った場合、その  
企業向け融資を政府が1  
00%保証している。この  
特例を14年に廃止し、  
最近3カ月間の売上高が  
前年同期を5%以上下回  
る場合に限定する。

政府保証の条件はリーマン危機が起こった08年秋から特例措置として緩和したが、危機が収束した後も中小企業による利用が定着。中小企業向け保証制度全体に占める特例の比率は12年度は26%と07年度(6%)に比べて高止まりしている。

政府は金融機関が中小企業向け融資の政府保証

に過度に依存すると、野放図な融資に走るモラルハザード(倫理の欠如)につながりかねないと判断。特例を廃止し、リーマン・ショック以前の基準に戻す。これにより対

象業種は現在の642業種から200業種程度へと減る見込みだ。

金融機関が中小企業向け融資を急に絞り過ぎないよう激変緩和の措置も設ける。特例を使った12年度の新規融資額は約2兆円で、数万社が利用しているとみられる。

13年度以降もほぼ同水準の利用が見込まれる。特例を廃止すると半分程度が政府保証を受けられなくなる可能性がある。

そこで事業のリストラ計画を共同で作ることなどを条件に、日本政策金融公庫や商工中金から低利で借り換える制度を新設する。13年度の補正予算で国が公庫に約700億円を出資し、融資枠を6兆円規模で拡大する。

中小向け融資の100%保証は危機時に倒産を回避する効果が高い一方で、貸し倒れとなつても政府が肩代わりしてくれ

るため金融機関の査定能力を弱める恐れがある。

「融資ニーズが伸び悩む中で、破綻懸念のある企業でも100%政府保証を使って安易に融資していた」(地銀関係者)との指摘も多い。

政府はリーマン・ショック後に甘くなった政府の条件を以前の水準に戻すことで、民間金融機関が企業の事業改善計画に基づいて融資するよう促す。